

土木交通委員会

説明資料

東谷山フルーツパークの  
指定管理者制度について

平成28年1月8日

緑政土木局

# 東谷山ツループークの指定管理者制度について

## 目 次

1	東谷山ツループークの概要	1
2	東谷山ツループークの課題	4
3	検討会の設置	5
4	東谷山ツループークの今後の方針	7
5	今後のスケジュール	9

1 東谷山フルーツパークの概要

(1) 設置の目的

東谷山フルーツパークは、果樹栽培技術の指導などを通じて都市農業の振興を図るとともに、都市における自然とのふれあいの場として、市民に植物観察や散策を楽しんでいただくなど、多目的な農業公園として昭和55年4月26日に開園しました。⇒開園時は17万人  
平成18年度から指定管理者制度を導入しています。

(2) 施設概要

所在地	名古屋守山区大字上志段味字東谷2110
敷地面積	124,610.3㎡
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世界の熱帯果樹温室 (約1,300㎡)</li> <li>○果樹園 (約23,000㎡)</li> <li>○&lt;だもの館 (約660㎡)</li> <li>○フイッソングコーナー (つり池面積約17,100㎡)</li> <li>○レストハウス (約320㎡)</li> <li>○シダレザクラ (約1,000本)</li> <li>○日本庭園、憩いの広場、噴水その他修景施設</li> </ul>
開園時間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開園時間：午前9時～午後4時30分</li> <li>○休園日：毎週月曜日(祝日と重なった場合はその翌日)、年末年始</li> </ul>
有料施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世界の熱帯果樹温室</li> <li>○大人300円、中学生以下無料、高齢者(市内在住の65歳以上)100円</li> <li>○駐車場(イベント時のみ有料)</li> <li>○大型自動車1,200円、普通自動車500円、自動二輪・原付150円</li> </ul>
主な催事等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○イベント：シダレザクラまつり、トロピカルフルーツフェア、秋のフルーツフェアなど</li> <li>○フルーツ園芸教室</li> <li>○収穫体験</li> <li>○&lt;だもの館企画展示</li> </ul>



指定管理料	158,185 千円	155,059 千円	155,059 千円
区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度

(6) 支出

駐車場	5,995	11,690	9,136
世界の熱帯果樹温室	5,736 千円	6,483 千円	6,179 千円
区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度

(5) 収入

(注) ( ) 書は、シタレサクラまつり期間の入園者数。

区 分	総入園者数	470,241 人	520,078 人	483,182 人
		(57,866)	(118,909)	(81,522)
区 分	世界の熱帯果樹温室	34,457	39,552	39,835
	入館者数			
区 分	フイツシクコーナー	27,804	31,130	29,027
	入場者数			

(4) 入園者数

15  
8人

6005  
2H  
E3521

年間維持費(11(過半))  
千数訂了  
千数訂了

平成37年  
CTE. 1053L (15-5)  
過半 153人  
1472人  
118909  
118909

## 2 東谷山フルーツパークの課題

東谷山フルーツパークは、民間の能力を活用し、サーブスの向上を図ることを目的とする指定管理者制度を導入してきました。しかし、施設の数から年数が経過したこと、近年の都市農業を取り巻く環境が変化してきたことなどから、以下の2つの課題が見受けられるようになりました。

### (1) 農業公園の使命を果たしているか

東谷山フルーツパークは、本市の農業施策推進のための貴重なツールであるにもかかわらず、集客を主眼とした運営となっており、都市農業の振興に十分に活用されているとは言えない。

### (2) 指定管理者が自主的に運営できるか

・本市が維持管理のすべてにわたって、事細かに仕様を決め、業務を代行させているため、指定管理者はそこに重きを置いて、それらの業務をこなすことに精一杯となっている。そのため、民間の能力を活用しつつ、住民サーブスの向上を図るといふ指定管理者制度のメリットが十分いかされていない。

・世界の熱帯果樹温室の観覧料や駐車場の駐車料金について、利用料金制としていないため指定管理者の収入とならない。そのため指定管理者による自主的な経営努力を図るためのインセンティブが働きにくい。

### 3 検討会の設置

#### (1) 目的

2つの課題を解決するため、農業公園の使命について、また、指定管理  
 者制度のメリットが十分いかせる新たな仕組みを導入することについ  
 て、意見を伺うことを目的に、東谷山フルーツパーク及び農業文化園の  
 あり方検討会（以下「検討会」という。）を設置しました。

#### (2) 検討会委員

氏名	所属等
金井 重斗 かねい しげと	・金井農園 園主 ・名古屋市農業委員会 農地部会長
岸田 眞代 きした まこと	・特定非営利活動法人 パートナershップ・サポートセンター 代表理事
高木 幹夫 たかぎ けんお	・農業総合経営コンサルタント 有限会社いちゅう 代表取締役 ・フードコーディネーター
二村 友佳子 ふたむら ゆかり	・公認会計士 二村友佳子オフィス 代表 ・公認会計士、税理士、行政書士
丸山 宏 <small>ひろむ</small> ※ まるやま ひろむ	・名城大学教授 ・農学博士

(注) ※印は、座長。委員名は50音順、敬称略。

#### (3) 経過

平成26年12月から平成28年1月までの間に、現地視察、類似施設の見学を含む検討会を8回開催し、東谷山フルーツパークに新たな仕組みを導入することなどの意見をいただきました。

(4) 検討会での主な意見

ア 農業公園の使命について

理念は一番大事であり、何のためにこの2つの公園を残すのか、残さないのか、残すのであれば、何のために残すのか、そこを明確にしない と進まない	緑政土木局が農業公園を持っている意味は、市民に対して緑を提供、 農業文化を発信、子ども達に対する教育、市民の啓発ということにある のではないか	農業公園では食育について実践もできるので、そういうところに力を 入れることもできる	農業公園も公園なので、農は非常に重要なコアだが、一方でレクリエ ーシヨンの場も提供しているというものは重要
--	---	--	--

イ 新たな仕組みについて

農業公園にどのような思いをもってかかわろうとしているのか、きち んと見えるものでなければならず、企画提案は大事な要素である	指定管理者に自主財源を与え、モチベーションを高めてもらう手法と して、利用料金制を導入することには賛成	例えば公園の事業としてオリーブの木を植えて、特産品としてオリー ブオイルを作ろうとした場合、オリーブが結実し、オイルを絞れるよう になるには6～9年かかるので、そういった植物の特性も指定管理期間 に加味する必要がある	自主性とか創造性を発揮したいので、仕様書をもっと自由裁量のきく ものに、というのはそのとおりでと思う	指定管理者が案として出してきた時に、それは果たしてこの農業公園 の使命に合っているのかどうか、検討することが必要
--	--	---	---	---



#### 4 東谷山フールパークの今後の方針

検討会の意見を参考に、改めて確認した農業公園として求められる使命につきまして、東谷山フールパークの次期指定管理者募集要項に明記するとともに、候補者の選定において、提案内容が農業公園の使命を果たすための計画・取り組みとなっているか審査していきます。

また、指定管理者制度のメリットがいかにせよ、新たな仕組みを導入し、利用者の満足度の向上と施設の効率的で効果的な運営ができるようにします。

#### (1) 農業公園の使命

##### ア 「農」の情報発信

農業公園は、果樹園などの施設を有し、単に見るだけでなく体験するなど、幅広く情報発信を行うことができる場であることから積極的にその役割を担っていきます。

##### イ 「農」の振興・支援

市内の農家を都市農地の守り手として支援し、また未来の担い手を育成することは行政として必要である。そのような農業施策推進のため農業公園を重要なツールとして活用します。

##### ウ レクリエーションの場の提供

都会に存在する公園という側面もあり、「農」に限らず、季節のうつろいや生命の息吹を感じながら様々な楽しみ方のできる市民の憩いの場を提供します。

(2) 新たな仕組み

民間事業者の持つノウハウや資金を積極的に活用し、農業公園としての使命を達成するため、指定管理者のインセンティブを高める新たな仕組みを東谷山フルーツパークに導入します。

ア 利用料金制

世界の熱帯果樹温室の観覧料と駐車場の駐車料金に利用料金制を導入し、指定管理者の創意工夫を凝らした施設運営を可能とすることで、来園者サービスの向上と施設の効率的な運営を行います。

イ 指定管理期間の延長

指定管理期間を10年とすることにより、収穫体験施設の設置やレストラン・売店の改修など、魅力ある施設とするための民間投資を容易にするとともに、人材の確保を促し、安定的なサービスを提供します。

ウ 自主事業の拡充

指定管理者が施設の特性を生かした自主事業を幅広く行えるようにし、自主財源を確保する手立てを増やします。

平成28年度	2月	<p>一部改正に関する議案の提出                  一占屋市東谷山ツルハツ                  の提出案</p>
平成29年度	4月～10月	<p>指定管理者の募集・候補者の選定</p>
	11月	<p>指定管理者の指定に関する議案                  の提出</p>
平成30年度	4月	<p>新たな仕組みでの管理・運営の開始</p>

